

石岡委員提出資料②

都道府県が独自に指定するがん対策条例（2014年）

都道府県のがん対策に関する条例

都道府県の条例（最終更新日 2014年6月10日）

32

都道府県	名称	制定日	施行日※
島根県	島根県がん対策推進条例	2006年9月29日	2006年9月29日
高知県	高知県がん対策推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日
新潟県	新潟県がん対策推進条例	2007年3月27日	2007年3月27日
神奈川県	神奈川県がん克服条例	2008年3月31日	2008年4月1日
長崎県	長崎県がん対策推進条例	2008年7月25日	2008年8月15日
奈良県	奈良県がん対策推進条例	2009年10月9日	2009年10月9日
愛媛県	愛媛県がん対策推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日
徳島県	徳島県がん対策推進条例	2010年3月30日	2010年3月30日
鳥取県	鳥取県がん対策推進条例	2010年6月23日	2010年6月29日
岐阜県	岐阜県がん対策推進条例	2010年7月1日	2010年9月1日
群馬県	群馬県がん対策推進条例	2010年12月16日	2010年12月24日
秋田県	秋田県がん対策推進条例	2011年3月8日	2011年4月1日
京都府	京都府がん対策推進条例	2011年3月11日	2011年3月18日
大分県	大分県がん対策推進条例	2011年3月15日	2011年4月1日
大阪府	大阪府がん対策推進条例	2011年3月22日	2011年4月1日
香川県	香川県がん対策推進条例	2011年10月5日	2011年10月11日
山梨県	山梨県がん対策推進条例	2012年3月20日	2012年4月1日
北海道	北海道がん対策推進条例	2012年3月23日	2012年4月1日
宮崎県	宮崎県がん対策推進条例	2012年3月29日	2012年3月29日
沖縄県	沖縄県がん対策推進条例	2012年7月19日	2012年8月3日
愛知県	愛知県がん対策推進条例	2012年10月16日	2012年10月16日
富山県	富山県がん対策推進条例	2012年12月11日	2013年4月1日
和歌山県	和歌山県がん対策推進条例	2012年12月26日	2012年12月28日
千葉県	千葉県がん対策推進条例	2013年2月22日	2013年3月1日
長野県	長野県がん対策推進条例	2013年9月30日	2013年10月15日
滋賀県	滋賀県がん対策の推進に関する条例	2013年12月20日	2013年12月27日
埼玉県	埼玉県がん対策推進条例	2013年12月20日	2014年4月1日
岡山県	岡山県がん対策推進条例	2014年3月20日	2014年3月20日
佐賀県	佐賀県がんを生きる社会づくり条例	2014年3月20日	2014年3月20日
福島県	福島県がん対策の推進に関する条例	2014年3月24日	2014年4月1日
岩手県	岩手県がん対策推進条例	2014年3月28日	2014年4月1日
三重県	三重県がん対策推進条例	2014年3月27日	2014年4月1日

※ 施行日には公布日を含む

2014年

市区町村の条例

10

市区町村	名称	制定日	施行日※
島根県			
出雲市	出雲市がん撲滅対策推進条例	2007年2月20日	2007年2月20日
和歌山県			
岩出市	岩出市がん対策推進条例	2007年12月7日	2007年12月7日
東京都			
日の出町	がん医療費の助成に関する条例	2010年6月2日	—
千葉県			
匝瑳(そうさ)市	がん対策推進条例	2010年9月21日	2010年10月1日
東京都			
豊島区	豊島区がん対策推進条例	2010年12月13日	2011年4月1日
岡山県			
岡山市	岡山市がん対策基本条例	2011年3月11日	2011年4月1日
千葉県			
柏市	柏市がん対策基本条例	2011年3月18日	2011年3月28日
愛知県			
名古屋市	名古屋市がん対策推進条例	2012年3月19日	2012年3月28日
兵庫県			
神戸市	神戸市がん対策推進条例	2014年3月27日	2014年4月1日
神奈川県			
横浜市	横浜市がん撲滅対策推進条例	2014年6月3日	2014年10月1日

※ 施行日には公布日を含む

都道府県のたばこ条例

2

都道府県	名称	議決日	公布日	施行日
神奈川県	神奈川県公共の施設における受動喫煙防止条例	2009年3月24日	2009年3月31日	2010年4月1日
兵庫県	受動喫煙の防止等に関する条例	2012年3月19日	2012年3月21日	2012年4月1日

がん政策情報センター

http://cpsum.org/ganseisaku/law_state.html

都道府県が独自に指定するがん対策条例（2023年）

がん対策に関する条例

2023年

41

(令和5年9月7日更新)

【制定状況】

○ がん対策条例は、令和5年9月1日時点で確認できるものとして、都道府県では、41道府県で制定されている。未制定は、6都県であり、ほとんどの団体に制定されていることになる。条例制定済みの41都道府県のうち、議員提案により制定されたのは32府県であり、知事提案によるものは9府県である。議員提案によるものが多い。

最初に制定されたのは、平成18年の鳥根県がん対策推進条例（平成18年9月29日公布・施行）である。その後、平成19年に高知県がん対策推進条例と新潟県がん対策推進条例が制定され、平成20年代には平成22年から平成26年を中心として大半の条例が制定された。平成30年には栃木県がん対策推進条例が、平成31年には兵庫県がん対策推進条例が制定されている。

以下、都道府県のがん対策条例について、制定年別に掲げる。なお、条例名の前に※を付したものは議員提案により制定されたものである。

東北地方では宮城県だけ条例無し

平成18年	※鳥根県がん対策推進条例
平成19年	※高知県がん対策推進条例 ※新潟県がん対策推進条例
平成20年	※神奈川県がん克服条例 ※長崎県がん対策推進条例
平成21年	※奈良県がん対策推進条例
平成22年	※愛媛県がん対策推進条例 徳島県がん対策推進条例 ※鳥取県がん対策推進条例 ※岐阜県がん対策推進条例 ※群馬県がん対策推進条例
平成23年	※秋田県がん対策推進条例 京都府がん対策推進条例 ※大分県がん対策推進条例 ※大阪府がん対策推進条例 ※香川県がん対策推進条例
平成24年	※山梨県がん対策推進条例 北海道がん対策推進条例 ※宮崎県がん対策推進条例 沖縄県がん対策推進条例 ※愛知県がん対策推進条例 ※富山県がん対策推進条例 ※和歌山県がん対策推進条例
平成25年	※千葉県がん対策推進条例 ※長野県がん対策推進条例 ※滋賀県がん対策の推進に関する条例 ※埼玉県がん対策推進条例
平成26年	※岡山県がん対策推進条例 佐賀県がんを生きる社会づくり条例 福島県がん対策の推進に関する条例 ※岩手県がん対策推進条例 三重県がん対策推進条例 ※山口県がん対策推進条例 ※静岡県がん対策推進条例
平成27年	広島県がん対策推進条例 ※茨城県がん検診を推進しがんと向き合うための県民参画条例
平成28年	※石川県がん対策推進条例 ※青森県がん対策推進条例 ※山形県誰もががんを知り県民みんなががんの克服を目指す条例
平成30年	※栃木県がん対策推進条例
平成31年	兵庫県がん対策推進条例

○ 市区町村において制定されているがん対策条例は、令和5年9月1日時点で確認できるものとして、37市区町で制定されている。都道府県に比べて、相対的に制定数は少ない。37市区町の条例のうち、議員提案により制定されたものとして確認できているものは22市である。市区町村の条例においても、議員提案によるものが多い。

市区町村で最初に制定されたのは、平成19年の出雲市がん撲滅対策推進条例（平成19年2月20日公布・施行）である。都道府県も市区町村も、最初にがん対策条例が制定されたのは、鳥根県ということになる。その後、同じく平成19年に岩出市がん対策推進条例（平成19年12月7日公布・施行）が制定されている。平成22年以降は、概ね毎年1団体から数団体において、制定されている。平成30年には6市で、平成31年には静岡市と松山市で、令和元年には徳谷市と調布市で、令和2年には長泉町で、令和3年には西条市で、令和5年には戸田市で制定されている。地域的に見た場合、北海道、首都圏（千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）、近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県）、静岡県、岡山県、鳥根県、愛媛県において制定されているが、他の地域においては制定されていない。

以下、市区町村のがん対策条例について、制定年別に掲げる。なお、条例名の前に※を付したものは議員提案により制定されたものである。

37

平成19年	※出雲市がん撲滅対策推進条例（鳥根県） ※岩出市がん対策推進条例（和歌山県）
平成22年	※匝瑳市がん対策推進条例（千葉県） 豊島区がん対策推進条例（東京都）
平成23年	※岡山市がん対策基本条例 ※柏市がん対策基本条例（千葉県） 大阪市がん予防推進条例
平成24年	※名古屋市がん対策推進条例 ※堺市がん対策推進条例 ※日野市がん対策推進基本条例（東京都）
平成25年	※瀬戸内市がん対策推進条例（岡山県） 東庄町がん対策推進条例（千葉県）
平成26年	※神戸市がん対策推進条例 ※横浜市がん撲滅対策推進条例 さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例 和泉市がん対策推進条例（大阪府） 世田谷区がん対策推進条例（東京都）
平成27年	室蘭市がん対策推進条例（北海道） ※伊達市がん対策推進条例（北海道）
平成28年	※大津市がん対策推進条例（滋賀県） ※越谷市がん対策推進条例（埼玉県） 砂川市がん対策推進条例（北海道） 福島町がんなんかに負けない基本条例（北海道）
平成29年	※苫小牧市がん対策推進条例（北海道）
平成30年	貝塚市がん対策推進条例（大阪府） 滝安市がん対策の推進に関する条例（千葉県） ※横須賀市がん克服条例（神奈川県） ※帯広市がん対策推進条例（北海道） 藤枝市がん対策推進条例（静岡県） ※玉野市がん対策推進条例（岡山県）
平成31年	※静岡市がん対策推進条例 ※松山市がん対策推進条例（愛媛県）
令和元年	※徳谷市がん対策推進条例（埼玉県） ※調布市がん対策の推進に関する条例（東京都）
令和2年	長泉町がん対策推進条例（静岡県） ※函館市がん対策推進条例（北海道）
令和3年	西条市がん対策推進条例（愛媛県）
令和5年	戸田市がん対策推進条例（埼玉県）

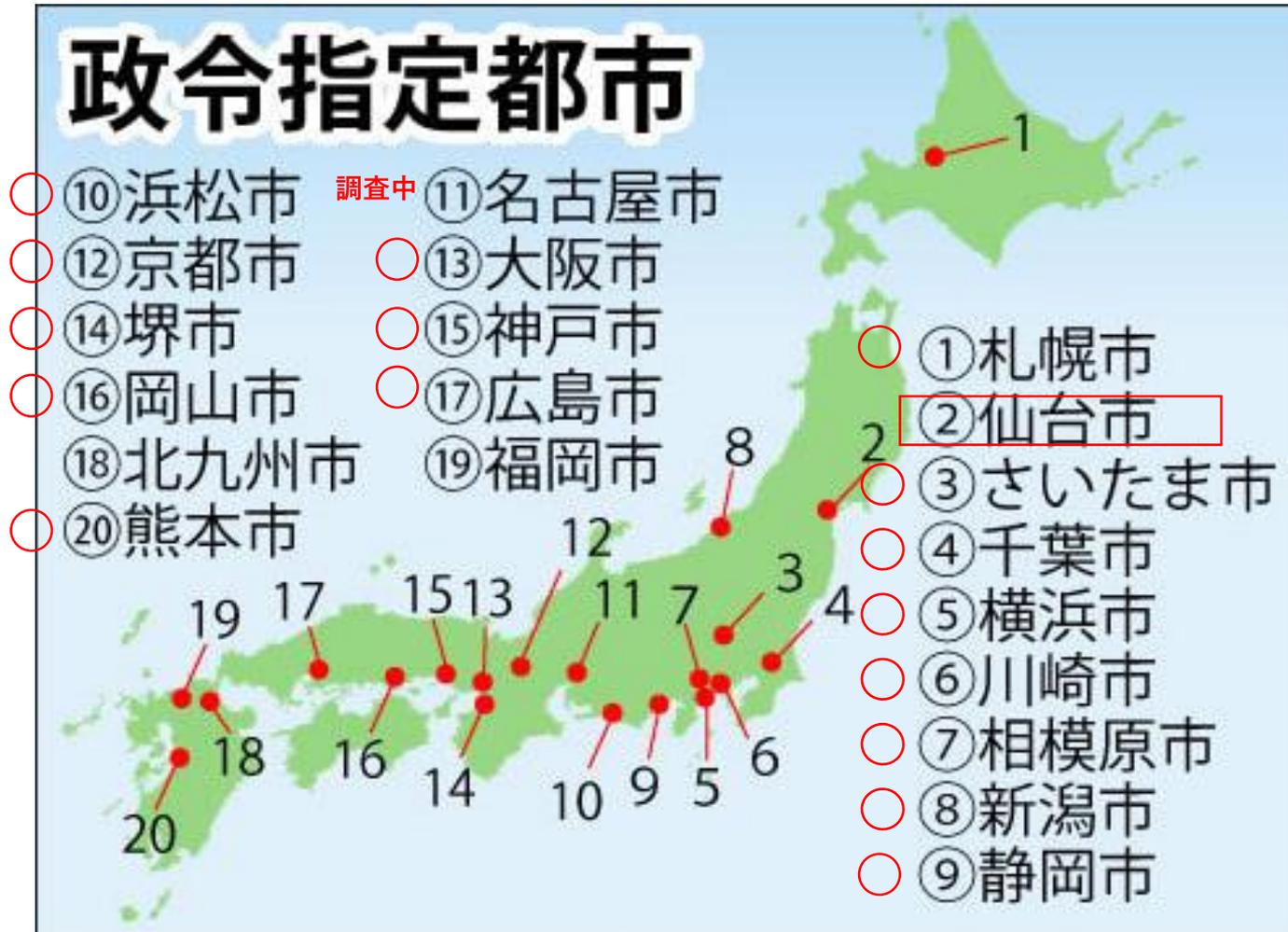
- **がん対策条例は、令和5年9月1日時点で確認できるものとして、都道府県では、41道府県で制定されている。未制定は、6都県であり、ほとんどの団体に制定されていることになる。**
- **条例制定済みの41都道府県のうち、議員提案により制定されたのは32府県であり、知事提案によるものは9府県である。議員提案によるものが多い。**

RILG 一般財団法人 地方自治研究機構

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/047_cancer_measures.htm

都道府県が独自に指定する病院を有する政令指定都市

政令指定都市を有する都道府県のほとんど全てが
都道府県独自にがん診療に関する指定病院を設置している（指定している）



▼ 地域がん診療連携拠点病院

我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん)の診療等に関して、地域のがん医療の核となる病院を日常の生活圏域レベル(2次医療圏)に1箇所程度の「がん診療連携拠点病院」を整備することを目標としており、これが厚生労働省が指定する「地域がん診療連携拠点病院」となります。指定を受けた病院においては、がん診療状況等を公開し、がん医療水準の向上に努めることとなっています。

現在、兵庫県が推薦したうえで国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」(以下、「国指定拠点病院」という)の**18医療機関**のみの指定ではがん医療の推進が困難なために、「国指定拠点病院」以外に、県が指定する**兵庫県指定がん診療連携拠点病院**(以下、「県指定拠点病院」という)**8医療機関**、県が認定してがん診療連携拠点病院に準じる病院(以下、準拠点病院という)として近畿厚生局に届出を行う**20医療機関**があります。兵庫県内では、下記の46医療機関が「がん診療連携拠点病院(準拠点病院も含む)」に指定されています。

また、平成25年2月8日付けで、兵庫県立こども病院が小児がん拠点病院として指定されています。

これらのがん診療連携拠点病院(準じる病院も含む)は相互に連携して、がん治療水準の向上に努めるとともに、緩和ケアの充実、在宅医療の支援、がん患者・家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の機能を備え、地域におけるがん医療の充実に努めています。

兵庫県内のがん診療連携拠点病院等の指定状況(2023.4.1)

※下記の病院名をクリックすると各病院のホームページが別ウィンドウで開きます。



がん診療連携拠点病院



兵庫県がん地域連携パス



兵庫県緩和ケア研修会



兵庫県がん対策推進計画



兵庫県がん登録情報



がん相談支援センター



関連情報リンク

都道府県が独自に指定する拠点または準拠点病院—兵庫県の例—

兵庫県内のがん診療連携拠点病院等の指定状況(2023.4.1)

※下記の病院名をクリックすると各病院のホームページが別ウィンドウで開きます。

二次医療圏	がんの医療圏	兵庫県内のがん診療連携拠点病院等		
		国指定拠点病院	県指定拠点病院	準拠点病院
神戸	神戸	<ul style="list-style-type: none"> 神戸大学医学部付属病院 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立西神戸医療センター 神鋼記念病院 ※県立こども病院 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸中央病院 川崎病院 神戸市立医療センター西市民病院 神戸海星病院 神戸労災病院 済生会兵庫県病院 新須磨病院 神戸赤十字病院 甲南医療センター
阪神	阪神南	<ul style="list-style-type: none"> 関西労災病院 兵庫医科大学病院 県立尼崎総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 県立西宮病院 西宮市立中央病院 明和病院 	<ul style="list-style-type: none"> 市立芦屋病院
	阪神北	<ul style="list-style-type: none"> 近畿中央病院 市立伊丹病院 	<ul style="list-style-type: none"> 宝塚市立病院 	<ul style="list-style-type: none"> 三田市民病院 川西市立総合医療センター 兵庫中央病院
東播磨	東播磨	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンター 加古川中央市民病院 	<ul style="list-style-type: none"> 県立加古川医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 明石医療センター 明石市立市民病院 高砂市民病院
北播磨	北播磨	<ul style="list-style-type: none"> 北播磨総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 市立西脇病院 	<ul style="list-style-type: none"> 市立加西病院
播磨 姫路	中播磨	<ul style="list-style-type: none"> 姫路赤十字病院 姫路医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 県立はりま姫路総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 姫路中央病院 姫路聖マリア病院
	西播磨	<ul style="list-style-type: none"> 赤穂市民病院【がん診療病院】 		
但馬	但馬	<ul style="list-style-type: none"> 公立豊岡病院 		<ul style="list-style-type: none"> 公立八鹿病院
丹波	丹波	<ul style="list-style-type: none"> 県立丹波医療センター 		
淡路	淡路	<ul style="list-style-type: none"> 県立淡路医療センター 		

※小児がん拠点病院

都道府県が独自に指定する拠点または準拠点病院—兵庫県の例—

※地図上のマークにカーソルを移動させると病院名が表示されます。



※地図上のマークにカーソルを移動させると病院名が表示されます。

がん診療連携拠点病院等について

 印刷  文字を大きくして印刷 ページ番号：0531873 更新日：2023年4月1日更新

がん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院に準じる病院を除く）とは、全国どこでも質の高いがん医療を受けられることができるよう、「がん医療水準の均てん化」を図るため、厚生労働大臣が指定する医療機関です。

県では、がん診療連携拠点病院等を整備し、拠点病院等間及び拠点病院等と地域の医療機関の連携などにより、県内のがん医療の均てん化、充実化を促進しています。

1. 都道府県がん診療連携拠点病院

- 地域がん診療連携拠点病院との連携により本県のがん医療体制の充実を図るため、高度・専門的な診断・診療機能を有する県内のがん医療の中核的施設を都道府県がん診療連携拠点病院として整備するもの。

2. 地域がん診療連携拠点病院

- 全ての県民が等しく質の高いがん医療を受けられる体制を整備するため、地域のがん診療を担う病院やかかりつけ医との連携の中心的施設を、地域がん診療連携拠点病院として整備するもの。
- 当面は主たる二次医療圏ごとに整備することとし、地域がん診療連携拠点病院として整備する中核的な医療機関がない医療圏については、隣接医療圏において地域がん診療連携拠点病院を複数整備することによりカバーする。

3. 地域がん診療病院

- がん診療連携拠点病院等が無い地域（二次医療圏）において、国が指定する病院。基本的に隣接する地域（二次医療圏）のがん診療連携拠点病院等とグループ指定され、拠点病院等と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担う。

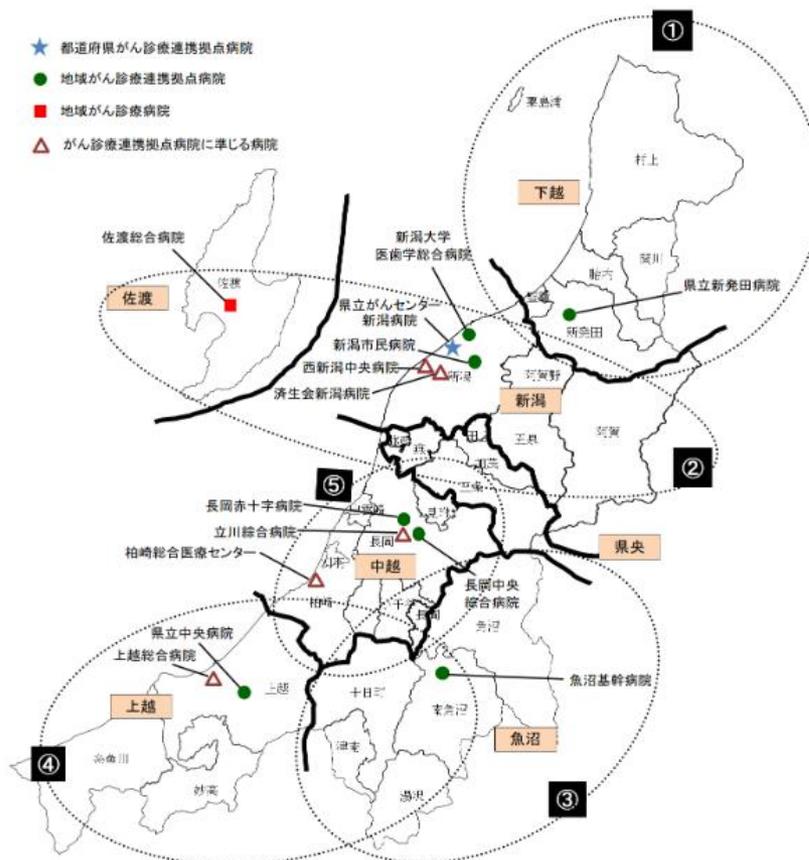
4. がん診療連携拠点病院に準じる病院

- 県におけるがん診療連携体制の一層の強化を進めるため、県が指定するもの。

がん診療連携拠点病院に準じる病院

- 済生会新潟病院（新潟市）
- 西新潟中央病院（新潟市）
- 立川綜合病院（長岡市）
- 柏崎綜合医療センター（柏崎市）
- 上越綜合病院（上越市）

がん診療連携拠点病院等の指定状況



東京都がん診療連携拠点病院の概要

都民に高度ながん医療を提供するため、国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院を「東京都がん診療連携拠点病院」として、東京都が独自に指定するもので、現在、9か所あります。

東京都がん診療連携拠点病院

	施設名	所在する2次保健医療圏
1	社会福祉法人三井記念病院	区中央部
2	東京通信病院	
3	国際医療福祉大学三田病院	
4	東京都済生会中央病院	
5	順天堂大学医学部附属練馬病院	区西北部
6	公立学校共済組合関東中央病院	区西南部
7	日本医科大学多摩永山病院	南多摩
8	国家公務員共済組合連合会立川病院	北多摩西部
9	東京慈恵会医科大学附属第三病院	北多摩南部

▶ [各種病院の設置要綱](#)

お問い合わせ

このページの担当は [医療政策部](#) [医療政策課](#) です。

都道府県が独自に指定する拠点病院—大阪府の例—

府指定拠点病院

○大阪府がん診療拠点病院

豊能圏域（豊中市、吹田市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）

- ・ [市立池田病院\(外部サイト\)](#)（池田市）
- ・ [市立吹田市民病院\(外部サイト\)](#)（吹田市）
- ・ [社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院\(外部サイト\)](#)（吹田市）
- ・ [社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会千里病院 \(外部サイト\)](#)（吹田市）
- ・ [箕面市立病院\(外部サイト\)](#)（箕面市）

三島圏域（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）

- ・ [社会医療法人愛仁会高槻病院 \(外部サイト\)](#)（高槻市）
- ・ [医療法人仙臺会北摂総合病院\(外部サイト\)](#)（高槻市）
- ・ [高槻赤十字病院\(外部サイト\)](#)（高槻市）
- ・ [医療法人東和会 第一東和会病院\(外部サイト\)](#)(高槻市)

北河内圏域（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、交野市）

- ・ [パナソニック健康保険組合松下記念病院\(外部サイト\)](#)（守口市）
- ・ [独立行政法人地域医療機能推進機構豊ヶ丘医療センター\(外部サイト\)](#)（枚方市）
- ・ [関西医科大学総合医療センター \(外部サイト\)](#)（守口市）
- ・ [社会医療法人美杉会佐藤病院 \(外部サイト\)](#)（枚方市）
- ・ [市立ひらかた病院\(外部サイト\)](#)（枚方市）

中河内圏域（東大阪市、八尾市、柏原市）

- ・ [医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院\(外部サイト\)](#)（八尾市）
- ・ [医療法人若弘会若草第一病院 \(外部サイト\)](#)（東大阪市）
- ・ [医療法人藤井会石切生喜病院 \(外部サイト\)](#)（東大阪市）
- ・ [市立柏原病院\(外部サイト\)](#)（柏原市）

令和5年度 大阪府のがん診療拠点病院配置図



堺市圏域（堺市）

- ・ [バルランド総合病院\(外部サイト\)](#)（中央区）

泉州圏域（和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、堺市、泉佐野市、泉南市、阪南市、志岡町、熊取町、田尻町、岬町）

- ・ [真原総合病院\(外部サイト\)](#)（堺市）
- ・ [府中病院\(外部サイト\)](#)（和泉市）
- ・ [地方独立行政法人りんくう総合医療センター \(外部サイト\)](#)（泉佐野市）
- ・ [市立泉陽病院 \(外部サイト\)](#)（泉南市）
- ・ [岸和田徳洲会病院 \(外部サイト\)](#)（岸和田市）

大阪市圏域（大阪府）

- ・ [大阪警察病院\(外部サイト\)](#)（天王寺区）
- ・ [警察公務員共済組合連合会大東警察病院\(外部サイト\)](#)（中央区）
- ・ [関西電力病院\(外部サイト\)](#)（福島区）
- ・ [公益財団法人田辺興業会医学研究所北野病院\(外部サイト\)](#)（北区）
- ・ [社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会中津病院\(外部サイト\)](#)（北区）
- ・ [社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会野江病院\(外部サイト\)](#)（城東区）
- ・ [一般財団法人住友病院\(外部サイト\)](#)（北区）
- ・ [公益財団法人日本生命済生会日本生命病院\(外部サイト\)](#)（西区）
- ・ [素紡法人在日本前プレシデリアンミッション深川キリスト教病院\(外部サイト\)](#)（東淀川区）
- ・ [社会医療法人愛仁会千船病院\(外部サイト\)](#)（西淀川区）
- ・ [独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院\(外部サイト\)](#)（福島区）
- ・ [社会医療法人まつこう会多岐総合病院\(外部サイト\)](#)（西区）
- ・ [社会医療法人皇会会大坂病院\(外部サイト\)](#)（住之江区）
- ・ [JR大阪鉄道病院\(外部サイト\)](#)（阿倍野区）
- ・ [医療法人徳会重在百済本病院\(外部サイト\)](#)（東住吉区）
- ・ [社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会泉陽病院\(外部サイト\)](#)（大正区）
- ・ [大阪市立十三市民病院\(外部サイト\)](#)（淀川区）

○大阪府がん診療拠点病院 (除かん指定)

- ◎ 独立行政法人豊田医療機構刀根山医療センター(外部サイト)（豊中市）
- ◎ 独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター(外部サイト)（羽曳野市）
- ◎ 独立行政法人国立病院機構堺中央呼吸器センター(外部サイト)（堺市北区）

○大阪府小児がん拠点病院

- ◎ 大阪大学医学部附属病院(外部サイト)（吹田市）
- ◎ 大阪母子医療センター(外部サイト)（和泉市）

トに帰る

都道府県が独自に指定する病院—埼玉県の例—

埼玉県がん診療連携協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成30年7月31日付け厚生労働省健康局長通知 健発0731第1号）に基づき、埼玉県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、県内のがん診療連携体制の強化及びがん医療対策の推進に資することを目的とする。

(実施事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療の情報交換に関すること。
- (2) 県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) 県内のがん医療関係者の研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) がん診療連携拠点病院での相談支援センター業務の推進に関すること。
- (5) 緩和ケアの運用に関すること。
- (6) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (7) その他地域がん医療の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる医療機関等で構成し、その管理者又は代表を委員とする。

- (1) 埼玉県がん診療連携拠点病院
 - (2) 埼玉県地域がん診療連携拠点病院
 - (3) 埼玉県がん診療指定病院
 - (4) 埼玉県保健医療部
 - (5) 県医師会
 - (6) その他会長が指名する者
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。



メニュー

最初のページ

拠点病院とは

各拠点病院情報1
(希少がん、地域医療機関等)

各拠点病院情報2
(患者サロン、患者会)

相談支援センター

がん診療
セカンドオピニオン
窓口

このサイトのポリシー

Web版 静岡県立静岡がんセンター
がんよるず相談Q & A

がん情報サービス ganjoho.jp

新着情報

静岡県がん診療連携協議会を構成する医療機関

◎ 都道府県がん診療連携拠点病院

[静岡県立静岡がんセンター](#)

○ 地域がん診療連携拠点病院

[順天堂大学医学部附属静岡病院](#)

[富士市立中央病院](#) (2023年4月1日～)

[静岡県立総合病院](#)

[静岡市立静岡病院](#)

[藤枝市立総合病院](#)

[中東総合医療センター](#) (2023年4月1日～)

[磐田市立総合病院](#)

[浜松医科大学医学部附属病院](#)

[聖隷三方原病院](#)

[聖隷浜松病院](#)

[浜松医療センター](#)

○ 地域がん診療病院

[国際医療福祉大学熱海病院](#)

○ 静岡県地域がん診療連携推進病院

[沼津市立病院](#)

[静岡医療センター](#)

[富士宮市立病院](#)

[静岡赤十字病院](#)

[静岡済生会総合病院](#)

[焼津市立総合病院](#)

[島田市立総合医療センター](#)

○ 小児がん拠点病院

[静岡県立こども病院](#)

○ がん相談支援センター

[下田メディカルセンター](#)

[伊東市民病院](#)

岡山県内のがん診療連携拠点病院

■ 岡山県がん診療連携拠点病院

- ▶ [岡山大学病院](#)

■ 地域がん診療連携拠点病院

- ▶ [岡山済生会総合病院](#)
- ▶ [岡山赤十字病院](#)
- ▶ [倉敷中央病院](#)
- ▶ [津山中央病院](#)
- ▶ [岡山医療センター](#)
- ▶ [川崎医科大学附属病院](#)

■ 地域がん診療病院

- ▶ [金田病院](#)
- ▶ [高梁中央病院](#)

■ 岡山県がん診療連携推進病院

- ▶ [岡山ろうさい病院](#)
- ▶ [岡山市立市民病院](#)
- ▶ [川崎医科大学総合医療センター](#)
- ▶ [倉敷成人病センター](#)

都道府県が独自に指定する連携推進病院—熊本県の例—

熊本県がん診療連携協議会要項

〔平成18年10月11日制定
平成31年3月31日最終改正〕

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備について(平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知)に基づき、熊本大学病院(以下「熊大病院」という。)に熊本県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 熊大病院の病院長
- (2) 熊本県の地域がん診療連携拠点病院の病院長
- (3) 熊本県の特定領域拠点病院の病院長
- (4) 熊本県の地域がん診療病院
- (5) 熊本県指定がん診療連携拠点病院の病院長
- (6) 熊本県医師会長
- (7) 熊本県歯科医師会長
- (8) 熊本県薬剤師会長
- (9) 熊本県看護協会会長
- (10) 熊本ホスピス緩和ケア協会代表
- (11) 熊本県健康福祉部長
- (12) 熊大病院のがんセンター長
- (13) 熊大病院の地域医療連携センター長
- (14) 熊大病院の薬剤部長
- (15) 熊大病院の看護部長
- (16) 熊本大学大学院生命科学研究部又は熊大病院の教授又は准教授 4人
- (17) その他熊大病院の病院長が必要と認める者 若干人

都道府県が独自に指定する連携推進病院—広島県の例—

- 概要
- ご来院のみなさまへ
- 診療科・部門のご案内
- 施設のご案内
- ご相談窓口

- がん診療連携拠点病院（がん治療センター）
 - > がん治療センターとは
 - > スタッフ紹介
 - > 診療内容・実績
 - > AYA世代がん
 - > がん医療相談
 - > 院内がん登録
 - > 広島県がん診療連携協議会
 - > がん看護外来
 - > PDCAサイクル
 - > がん地域連携パス（医療機関向け）
 - > 医療従事者向けサイト（研修会情報）
 - > 外部情報サイト
- 小児がん拠点病院
- がんゲノム医療拠点病院
- 患者さんの紹介について

広島県がん診療連携協議会

広島県内のがん診療連携拠点病院では、都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有・評価・分析及び発信を行うとともに、診療の質向上につながる取り組みの検討実践を行っております。

【国指定】がん診療連携拠点病院

国立大学法人 広島大学病院
〒734-8551 広島県広島市南区蚕1-2-3

県立広島病院
〒734-8530 広島県広島市南区宇品神田1-5-54

広島市立広島市民病院
〒730-8518 広島県広島市中区基町7-33

広島赤十字・原爆病院
〒730-8619 広島県広島市中区千田町1-9-6

広島市立北部医療センター安佐市民病院
〒731-0293 広島市安佐北区亀山南1-2-1

広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院
〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3

【県指定】がん診療連携拠点病院

国家公務員共済組合連合会 呉共済病院
〒737-8505 広島県呉市西中央2-3-28

その他協議会参加施設

独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院
〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1

尾道市立総合医療センター 尾道市立市民病院
〒722-8503 尾道市新高山3-1170-177

公立学校共済組合 中国中央病院
〒720-0001 広島県福山市御幸町大字上岩成148-13

北海道高度がん診療中核病院認定要領

第1 目的

知事が、がん診療連携拠点病院等整備方針（以下「整備方針」という。）に基づき、大学病院（特定機能病院）を北海道高度がん診療中核病院（以下「高度中核病院」という。）に認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定要件

高度中核病院は、次に規定する項目のいずれも満たすことを要件とする。

- (1) がん診療連携拠点病院に指定されていること。
- (2) 整備方針の2の(4)に規定する役割を担えること。

第3 認定申請書の提出

高度中核病院の認定を受けようとする大学病院の開設者は、申請書に第2の(2)の役割を担うための具体的方策及び関連資料（以下「資料等」という。）を添付し、知事に提出するものとする。

第4 北海道総合保健医療協議会からの意見聴取

知事は、第3の規定に基づく申請があった場合、資料等に基づき、北海道総合保健医療協議会（以下「総医協」という。）から意見を聴取するものとする。

第5 認定の決定

知事は、第4の規定に基づき総医協から聴取した意見を勘案の上、高度中核病院の認定の可否を決定し、申請者及び関係機関に通知するものとする。

第6 認定の取り消し

知事は、がん診療連携拠点病院が毎年10月末までに厚生労働大臣に提出することになっている「現況報告書」などにより、高度中核病院が認定要件を欠くに至ったと認めるときは、総医協からの意見を聴取した上で、認定を取り消すことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月22日から施行する。

平成28年9月16日 一部改正

都道府県が独自に指定する協力病院—千葉県の例—

千葉県がん診療連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 都道府県がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日付け健発0801第16号)に基づき、千葉県の全ての地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院と協働して、千葉県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会は、国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、千葉県がん対策推進計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、千葉県における対策を強力に推進する役割を担う。

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者で構成する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の代表者
 - (2) 千葉県の地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院の代表者
 - (3) 千葉県がん診療連携協力病院の代表者
 - (4) 関係行政機関の代表者
 - (5) その他次条第1項に規定する会長が適当と認める者
- 2 協議会には顧問を置くことができる。
- 3 第1項第4号及び第5号の委員は次条第1項に規定する会長が委嘱する。
- 4 第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 5 第1項第4号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 6 第1項第1号、第2号及び第3号の代表者は、必要がある場合は、当該代表者の所属する機関に属する者に委員を委任することができる。